

連結子会社決算の準備

会計監理部 公認会計士 金子裕子

▶ 連結子会社の
決算マニュアル
(中央経済社)
A5判/352ページ
価格3,800円+税



▶ Hiroko Kaneko

戦略マーケティング事業部で女性経営者のためのネットワークWinning Women Network (WWN) の代表を務める他、品質管理本部会計監理部で会計および開示に関する相談業務や会計に関する情報提供業務に従事。公認会計士試験監査論試験委員、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会委員を務める。

I はじめに

連結子会社の場合には、多くの会計処理で親会社と同様の厳密な処理が求められますが、小規模な連結子会社では、人員や体制の点から対応に苦心するケースが見受けられます。また、連結キャッシュ・フロー（以下、CF）計算書や注記のための、十分な情報が報告されていないケースも見られます。

そこで、連結子会社や持分法適用会社の経理・決算に最低限必要な事項を解説した『連結子会社の決算マニュアル』を執筆しました。本稿では、この書籍から今期の決算のために一部を抜粋して紹介します。なお、退職給付に関する会計基準の改正及び税効果に関する留意点については、今号の「会計情報レポート」を参考にしてください。

II 一般的なチェック事項

『連結子会社の決算マニュアル』では、連結子会社の決算に当たってのチェックリストを、一般的な事項と各会計処理に分けて記載しています（＜表1＞参照）。平成26年3月期から、改正後の退職給付に関する会計基準が適用されるので、親会社ではグループ会計方針の決定とそれに従った会計処理マニュアルや連結パッケージの修正や整備が必要となります。連結子会社では、それらに従った会計処理と連結パッケージの作成が必要です（チェックリスト1、2、9）。

また、業績が変動している場合には、連結子会社は適切に財務分析を行い、財務諸表科目の相互関係に異常性がないことを確認して親会社に分析結果を報告すること（チェックリスト13）が必要です。さらに、積極的な設備投資、企業再編や退職給付の制度変更等が行われた場合には、新たな取引の会計処理が会計基準等に従って適切に行われているか、連結グループ内の他の企業の会計処理方法と整合しているかを子会社は確認し、必要に応じて親会社に報告することが必要です（チェックリスト3、15）。親会社では、連結子会社における新たな会計事象の発生の有無に注意が必要です。

III 連結CF計算書及び注記事項等

連結子会社は連結財務諸表のため、CF計算書や注記の作成に必要な情報の報告が必要です。ただし、これらは子会社自身の決算では必ずしも必要でないため、情報の意味や必要性が十分に理解されず、親会社に適切な情報が報告されないケースも見られます。

1. 連結CF計算書関係

連結CF計算書の作成では、連結子会社が自ら個別CF計算書を作成する場合と親会社が連結CF計算書を作成する場合があります。後者を前提にすると、連結子会社は連結パッケージにおいて、CFの総額を示す情報を提供するため、期中における変動を総額で表示すべき

▶表1 子会社のための決算チェックリストの一部抜粋

番号	内 容
I 全般	
1	遅くとも予算策定時までには、翌期に適用となる会計基準等を把握し、必要な会計方針の決定を親会社と協議しているか。
2	新たな会計基準等の適用がある場合には、経理規程や必要なマニュアル等について、適時に改訂・整備を行っているか。
3	新たな取引を行う場合には、会計処理を適切に選択しているか。なお、同一の取引が連結グループ内で行われており、すでに会計方針が決定している可能性があるため、親会社との協議を忘れずに行っているか。
	⋮
9	連結パッケージのフォーマットが前期から変更になっている場合には、変更の趣旨を把握しているか。
	⋮
13	貸借対照表・損益計算書について、財務分析を実施し、増減（勘定科目残高の増減および主要な財務比率の異同）が適切に説明されるとともに、貸借対照表科目・損益計算書科目の相互関係に異常がないことを確認しているか。
	⋮
15	例えば、以下のような取引が発生した場合には、会計基準等に沿って適切に処理するとともに、必要に応じて親会社に相談しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ●特殊な売上取引 ●重要な棚卸資産の陳腐化・評価損 ●固定資産の移転ないし除却や従業員の異動（退職を含む。）を伴うリストラクチャリング計画の策定 ●通常と異なるような金融商品（デリバティブ取引を含む。）の購入
	⋮

項目を正確に報告することが必要です。

なお、連結パッケージに項目が準備されていない取引・処理（例えば、土地の収用）が行われた場合には、別の項目に含めずに親会社に報告することが重要なため、親会社は事前に「その他」の項目を設け、連結子会社に「その他」に含めた項目の内容を説明する旨を指示することが必要です。

2. 税効果の注記関係

連結パッケージにおいては、特に「繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳」と「税率差異の原因の主な内訳」の注記作成のための情報が重要となります。連結子会社の作成及び親会社におけるチェックにおいて、次のような点に留意が必要です。

- ▶ 連結パッケージの当期末の繰延税金資産の純額と子会社の貸借対照表に計上された繰延税金資産・負債の合計額（または純額）が一致しているか
- ▶ 連結パッケージの前期末と当期末の増減額のうち法人税等調整額に計上されるべき金額は、損益計算書の法人税等調整額に一致しているか
- ▶ 原因が不明な税率差異が残っていないか

3. 関連当事者注記関係

連結財務諸表における関連当事者の範囲は連結グループで判定されるため、子会社単独での把握は通常は困難です。従って、連結子会社は、親会社から事前に送付されたリストに従って関連当事者を把握し、取引を網羅的に把握し、損益計算書項目と貸借対照表項目に適切に関連付けて報告することになります。

4. 後発事象関係

後発事象の取扱いは、原則として連結子会社も親会社と同様ですが、連結子会社の決算が終了した後も、親会社の連結計算書類の会計監査人の監査報告書日や有価証券報告書の提出日まで連結財務諸表の修正や後発事象の注記の検討が必要となります。

従って、親会社は連結子会社に連結決算における後発事象の検討期間を適切に伝え、連結子会社では当該期間における後発事象の発生に十分な注意が必要です。連結パッケージで親会社に報告する際の重要性や後発事象に該当するかの判断については、必要に応じて親会社の経理担当者に相談することが重要です。